

「JKビジネス」について

1 県の取組

- (1) 青少年の犯罪被害防止のためには、「JKビジネス」で働かせない、近づかせないための青少年への広報啓発を実施
- 高等学校生徒指導部会での現状説明と生徒・保護者等への指導依頼
 - 県内の公立・私立の全高等学校へ指導、注意喚起の依頼文の発出
- (2) 青少年にJKビジネスの危険性について認識を持たせるため、12月20日から1月10日までの「青少年の非行・被害防止に取り組む県民運動(冬期)」の実施要綱のうち「JKビジネスに従事しない」を重点項目に掲げる。
12月20日からの運動期間中、警察、教育委員会、市町村、青少年関係団体、保護者、学校、地域などと連携し、被害防止や啓発活動を展開する予定。
- (3) 年度内に青少年保護育成条例の一部改正を進めるための検討に着手。

2 いわゆる「JKビジネス」の営業形態例

	営業俗称	営業形態
1	リフレ	個室において、高校の制服や下着姿の女子従業員にマッサージや添い寝等のサービスを提供する業態
2	散歩	「散歩」と称して、異性と屋外デート、観光案内、自宅の掃除等のサービスを提供する業態
3	喫茶	喫茶店内において、客の指名を受けて談笑や、ゲーム等をするサービスを提供する業態
4	見学クラブ	大部屋等に制服姿の女子従業員を待機させ、マジックミラー越しに客にのぞき見等をさせるサービスを提供する業態
5	ガールズ居酒屋	居酒屋と称して水着や下着姿でウエイターや踊りなどのパフォーマンスをするサービスを提供する業態
6	ガールズバー	カウンター席を設置し、女子従業員のバーテンダーがカウンター越しに接客し、酒類等を提供する業態
7	撮影	個室又は屋外等において、客に女子従業員の制服姿やコスプレ、水着姿等を撮影させるサービスを提供する業態
8	コミュニケーションルーム	店舗を設け、女子従業員が客の要望に応じ会話・占い・カウンセリング・ゲーム・マッサージ等の複合的なサービスを提供する業態